

資料編

1 保健医療資源の状況

(1) 医療機関および保健施設

① 病院・診療所数

(単位: 上段…病院・診療所数、下段…人口10万対) 平成28(2016)年10月1日現在

区分	病院				診療所			歯科診療所				
	病院 総数	一般 病院	小児科 (再掲) (重複計上)	精神科 病院	一般 診療所 総数	小児科 (再掲) (重複計上)	有床 診療所 (再掲)	歯科 診療所 総数	診療科目(重複計上)			
									歯科	矯正 歯科	小児 歯科	歯科口 腔外科
東京都	651	601	186	50	13,184	2,639	389	10,658	10,377	4,663	6,839	5,228
	4.8	4.4	1.4	0.4	96.8	19.4	2.9	78.2	76.2	34.2	50.2	38.4
区部	429	417	130	12	10,129	1,973	282	8,327	8,111	3,701	5,238	4,187
	4.6	4.4	1.4	0.1	108.8	21.0	3.0	88.8	86.5	39.5	55.9	44.7
多摩地域(市郡部)	221	183	55	38	3,034	658	98	2,317	2,252	960	1,592	1,033
	5.2	4.3	1.3	0.9	71.6	15.5	2.3	54.7	53.2	22.7	37.6	24.4
市部	217	179	55	38	2,998	652	97	2,297	2,232	954	1,575	1,028
	5.2	4.3	1.3	0.9	71.8	15.6	2.3	55.0	53.4	22.8	37.7	24.6
北多摩西部	25	25	12	-	498	100	17	399	389	169	288	189
	3.9	3.9	1.9	-	77.4	15.5	2.6	62.0	60.5	26.3	44.8	29.4
立川市	7	7	3	-	159	20	6	117	115	49	79	52
	3.9	3.9	1.7	-	89.3	11.2	3.4	65.7	64.6	27.5	44.4	29.2
昭島市	8	8	3	-	62	13	4	61	61	30	45	28
	7.2	7.2	2.7	-	55.6	11.7	3.6	54.7	54.7	26.9	40.4	25.1
国分寺市	2	2	-	-	116	23	3	75	73	30	53	40
	1.6	1.6	-	-	94.1	18.6	2.4	60.8	59.2	24.3	43.0	32.4
国立市	2	2	1	-	85	16	2	76	71	35	56	41
	2.7	2.7	1.3	-	114.4	21.5	2.7	102.3	95.5	47.1	75.4	55.2
東大和市	2	2	2	-	51	15	2	44	43	15	35	19
	2.4	2.4	2.4	-	60.1	17.7	2.4	51.8	50.7	17.7	41.2	22.4
武蔵村山市	4	4	3	-	25	13	-	26	26	10	20	9
	5.6	5.6	4.2	-	35.0	18.2	-	36.4	36.4	14.0	28.0	12.6

注釈: 1 下記資料1に掲載されていない人口10万対は、病院・診療所数÷平成28年10月1日現在人口×100,000により算出

2 小児科については、2つ以上の診療科を有している場合、各々の診療科に重複計上されているため、出典資料に基づき、「(重複計上)」とした

資料: 1 病院・診療所の数および人口10万対…東京都福祉保健局 HP「東京都の医療施設—平成28年医療施設(動態)調査・病院報告結果報告書—」(平成28年10月1日現在)東京都福祉保健局総務部総務課

2 上記注釈1の算出に用いた人口…東京都の統計 HP「東京都の人口(推計)(補正)」(平成28年10月1日現在)東京都総務局統計部人口統計課

② 病床数

平成28(2016)年10月1日現在

区分	病 院											一般診療所		
	病院病床		精神病床		感染症病床		結核病床		療養病床		一般病床		病床数	人口 10万対
	総数	人口 10万対	病床数	人口 10万対	病床数	人口 10万対	病床数	人口 10万対	病床数	人口 10万対	病床数	人口 10万対		
東京都	128,351	942.1	22,412	164.5	145	1.1	510	3.7	23,921	175.6	81,363	597.2	4,071	29.9
区部	80,032	853.7	6,946	74.1	99	1.1	173	1.8	13,247	141.3	59,567	635.4	2,913	31.1
多摩地域(市郡部)	48,265	1,139.7	15,466	365.2	44	1.0	337	8.0	10,674	252.1	21,744	513.5	1,094	25.8
	47,681	1,141.6	15,406	368.9	44	1.1	337	8.1	10,249	245.4	21,645	518.2	1,092	26.1
北多摩西部	4,480	696.3	63	9.8	6	0.9	-	-	1,091	169.6	3,320	516.0	181	28.1
立川市	1,633	917.3	63	35.4	6	3.4	-	-	166	93.2	1,398	785.3	60	33.7
昭島市	1,279	1,147.0	-	-	-	-	-	-	492	441.2	787	705.8	32	28.7
国分寺市	251	203.5	-	-	-	-	-	-	209	169.5	42	34.1	27	21.9
国立市	66	88.8	-	-	-	-	-	-	8	10.8	58	78.0	36	48.4
東大和市	412	485.5	-	-	-	-	-	-	-	-	412	485.5	26	30.6
武蔵村山市	839	1,175.4	-	-	-	-	-	-	216	302.6	623	872.8	-	-

注釈: 1 人口10万対は、病床数÷平成28年10月1日現在人口×100,000により算出

資料: 1 病院・一般診療所の病床数および人口10万対…東京都福祉保健局 HP「東京都の医療施設—平成28年医療施設(動態)調査・病院報告結果報告書—」(平成28年10月1日現在)東京都福祉保健局総務部総務課

2 上記注釈1の算出に用いた人口…東京都の統計 HP「東京都の人口(推計)(補正)」(平成28年10月1日現在)東京都総務局統計部人口統計課

3 上記以外…東京都福祉保健局 HP「東京都周産期母子医療センターおよび周産期連携病院の現況」(平成30年7月1日現在)東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

③ その他の保健医療施設数等

区分	救急告示医療機関			薬局数	保健所数	保健センター・ 保健相談所数	介護老人 保健施設数	訪問看護 ステーション数	休日および平日の 夜間に小児の二次 救急医療を実施し ている医療機関数	地域包括 支援センター数	居宅介護 支援事業所数
	救急告示 医療機関 総数	救急告示 病院数	救急告示 診療所数								
東京都	319	314	5	6,641	31	113	197	1,110	53	449	3,417
区部	233	230	3	4,813	23	70	116	764	36	285	2,393
多摩地域(市郡部)	84	83	1	1,823	7	38	81	344	17	155	1,013
市部	83	82	1	1,811	7	34	75	340	17	150	993
北多摩西部	14	14	-	300	1	8	14	59	3	25	155
立川市	5	5	-	94	1	1	3	19	1	6	50
昭島市	5	5	-	42	-	1	4	13	1	4	29
国分寺市	-	-	-	52	-	1	2	7	-	7	27
国立市	1	1	-	45	-	2	2	7	-	1	22
東大和市	1	1	-	39	-	1	2	7	-	3	17
武蔵村山市	2	2	-	28	-	2	1	6	1	4	10

資料： 1 救急告示医療機関数および薬局数…「福祉・衛生 統計年表(平成 29 年度)」(平成 30 年 3 月 31 日現在)東京都福祉保健局総務部総務課
 2 保健所数、保健センター・保健相談所数、介護老人保健施設数および地域包括支援センター数…「2018 社会福祉の手引」(平成 30 年 4 月 1 日現在)東京都福祉保健局総務部総務課
 3 訪問看護ステーション数…「医療機関名簿 平成 30 年」(平成 30 年 6 月 1 日現在)東京都福祉保健局医療政策部医療人材課
 4 休日および平日の夜間に小児の2次救急医療を実施している医療機関数…東京都福祉保健局 HP「東京都指定二次救急医療機関(小児科)一覧」(平成 30 年 4 月 1 日現在)東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課
 5 居宅介護支援事業所数…厚生労働省 HP「介護サービス情報公表システム」(平成 30 年 11 月 30 日現在)厚生労働省

(2) 医療従事者

(単位:上段…人、下段…人口 10 万対) 平成 28(2016)年 12 月 31 日現在

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科 衛生士	歯科 技工士
東京都	44,136	16,639	48,813	3,762	3,792	104,744	13,476	12,944	3,013
	324.0	122.1	358.3	27.6	27.8	768.8	98.9	95.0	22.1
区部	35,257	13,464	38,477	2,640	2,875	72,980	7,969	9,568	2,390
	376.1	143.6	410.4	28.2	30.7	778.4	85.0	102.1	25.5
多摩地域(市郡部)	8,847	3,159	10,308	1,101	915	31,631	5,482	3,363	618
	208.9	74.6	243.4	26.0	21.6	746.9	129.4	79.4	14.6
市部	8,798	3,138	10,258	1,080	915	31,341	5,330	3,343	606
	210.6	75.1	245.6	25.9	21.9	750.4	127.6	80.0	14.5
北多摩西部	1,191	553	1,552	181	148	4,498	625	601	90
	185.1	85.9	241.2	28.1	23.0	699.1	97.1	93.4	14.0
立川市	561	183	537	70	83	1,965	195	215	37
	315.1	102.8	301.7	39.3	46.6	1,103.8	109.5	120.8	20.8
昭島市	152	99	229	21	20	705	130	98	14
	136.3	88.8	205.4	18.8	17.9	632.2	116.6	87.9	12.6
国分寺市	134	96	235	33	19	314	90	108	9
	108.7	77.8	190.5	26.8	15.4	254.6	73.0	87.6	7.3
国立市	103	88	196	27	9	244	51	79	10
	138.6	118.4	263.7	36.3	12.1	328.3	68.6	106.3	13.5
東大和市	127	51	195	24	3	633	80	39	5
	149.6	60.1	229.8	28.3	3.5	745.9	94.3	46.0	5.9
武蔵村山市	114	36	160	6	14	637	79	62	15
	159.7	50.4	224.2	8.4	19.6	892.4	110.7	86.9	21.0

注釈： 1 下記資料 1 に掲載されていない人口 10 万対は、従事者数÷平成 28 年 10 月 1 日現在人口×100,000 により算出
 資料： 1 医師・歯科医師・薬剤師数、医師・歯科医師・薬剤師の人口 10 万対(東京都、区部、市部および各市)および同人口 10 万対の算出に用いた人口…東京都福祉保健局 HP「医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都集計結果報告—平成 28 年 12 月実施—」東京都福祉保健局総務部総務課
 2 医師・歯科医師・薬剤師以外の人口 10 万対の算出に用いた人口(東京都)…政府統計の総合窓口 HP「人口推計」(平成 28 年 10 月 1 日現在)総務省統計局統計調査部国勢統計課
 3 医師・歯科医師・薬剤師以外の人口 10 万対の算出に用いた人口(東京都以外)…東京都の統計 HP「東京都の人口(推計)(補正)」(平成 28 年 10 月 1 日現在)東京都総務局統計部人口統計課
 4 保健師数、助産師数、看護師数、准看護師数、歯科衛生士数および歯科技工士数…「福祉・衛生 統計年報(平成 29 年度)」東京都福祉保健局総務部総務課

(3) 救急医療

① 救急出場件数

平成 29(2017)年 1 月 1 日～12 月 31 日

区分	総数	交通事故	火災事故	運動競技事故	自然災害事故	水難事故	労働災害事故	一般負傷	自損行為	加害	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他
東京都	789,617	50,868	3,274	5,393	18	880	4,995	139,392	5,063	6,963	518,496	44,850	186	542	8,697
区部	577,380	35,810	2,442	3,550	13	689	3,817	101,766	3,543	5,645	381,534	31,370	169	415	6,617
多摩地域(市郡部)	211,150	15,014	832	1,831	5	186	1,171	37,463	1,510	1,311	136,313	13,300	16	127	2,071
市部	207,843	14,540	815	1,807	5	176	1,116	36,819	1,490	1,301	134,391	13,202	15	127	2,039
北多摩西部	35,074	2,553	142	282	1	30	212	6,106	250	250	23,051	1,807	14	6	370
立川市	11,831	793	59	81	-	10	73	2,114	69	110	7,630	743	14	5	130
昭島市	6,078	446	19	44	-	6	58	999	62	37	4,006	343	-	-	58
国分寺市	5,262	338	24	31	-	4	22	987	30	37	3,544	187	-	-	58
国立市	3,646	266	10	35	-	2	19	652	21	7	2,460	145	-	-	29
東大和市	4,370	335	16	50	1	7	13	796	36	34	2,861	166	-	1	54
武蔵村山市	3,887	375	14	41	-	1	27	558	32	25	2,550	223	-	-	41

注釈： 1 管轄外への出動を除く

資料： 1 東京消防庁 HP「平成 29 年救急活動の現況」東京消防庁

※ 上記資料 1 は、東京消防庁管轄区域(稲城市および島しょを除いた東京都全区域)における統計であるため、東京都、多摩地域(市郡部)および市部の数値は、稲城市および島しょの数値(各消防本部資料より)を合計したもの

② 救急診療

ア. 立川市休日急患診療所(内科・小児科)

〔診療場所〕 立川市健康会館内

〔診療日時〕 日曜日・祝日・年末年始 午前 9 時～午後 9 時

〔診療状況〕

年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
診療日数	72	72	72	72	73
延べ受診者数	5,419	5,020	4,603	5,273	4,704
1日平均受診者数	75.26	69.72	63.93	73.24	64.44
重症患者収容施設送院数	35	35	40	46	42
小児科専門施設送院数	76	78	65	77	84

イ. 立川市歯科休日応急診療所

〔診療場所〕 立川市健康会館内

〔診療日時〕 日曜日・祝日・年末年始 午前 9 時～午後 5 時

〔診療状況〕

年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
診療日数	72	73	73	73	74
延べ受診者数	252	225	191	201	186
1日平均受診者数	3.50	3.08	2.62	2.75	2.51

ウ. 立川市小児初期救急平日準夜間診療室（立川市・立川病院こども救急室）

〔診療場所〕 国家公務員共済組合連合会立川病院内

〔診療日時〕 平日（月～金曜日） 午後7時30分～午後10時30分

〔診療状況〕

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
診療日数	140	144	146	143	236
延べ受診者数	336	333	389	305	507
1日平均受診者数	2.40	2.30	2.66	2.13	2.15

※ 平成30（2018）年4月までは、月・水・金曜日の週3日間のみ開設

エ. 東京都における救急患者の受入体制（参考）

		都事業		区市町村事業		
区分	程度	初期	2次		3次	
		軽症	中等症		重症 重篤	
休日	昼間 9時～17時	休日診療(初療) 内科・小児科・歯科 休日診療(初療) (眼科・耳鼻咽喉科) 精神科初期	休日・全夜間診療 内科系・外科系・小児科 東京ルールによる搬送調整(毎日24時間)	準夜診療(入院) ・眼科	特殊救急・心臓循環器救急(CCUネット ワーク)・熱傷救急(スキパンク) ※土曜日のみ	
	準夜 17時～22時	準夜診療(初療) 内科・小児科		休日診療(入院) ・耳鼻咽喉科 ※土曜日のみ		精神科2次(身体合併症対応を含む)
	夜間 17時～翌9時					
平日	準夜 17時～22時	小児初期 平日夜間診療 精神科初期				
	夜間 17時～翌9時					
毎日(24時間)		東京ER(都立広尾病院、都立墨東病院、都立多摩総合医療センター、都立小児総合医療センター)				

2 立川市第5次地域保健医療計画策定経過

(1) 「立川市民の健康づくりに関する意識調査」の概要

① 調査目的

第4次地域保健医療計画（現行計画）の評価および第5次地域保健医療計画策定のための基礎資料として、市民の皆様の生活習慣の実態、健康づくりに関する意見や要望を把握することを目的として実施しました。

② 調査方法

〔調査地域〕	立川市全域
〔調査対象者〕	平成30（2018）年9月25日現在、市内に居住する18歳以上の市民2,000人
〔抽出方法〕	住民基本台帳からの無作為抽出
〔調査方法〕	郵便調査法（郵送配布・郵送回収）、無記名方式
〔調査期間〕	平成30（2018）年10月1日発送から10月22日投函締切

③ 調査項目

- あなた自身のことについて
- 健康に関する意識などについて
- 地域とのつながりについて
- 栄養や食生活に関することについて
- 身体活動や運動に関することについて
- 休養やこころの健康づくりに関することについて
- 喫煙（たばこ）に関することについて
- 飲酒（アルコール）に関することについて
- 歯と口の健康について
- がん対策に関することについて
- 保健医療政策の推進体制などについて

④ 回収結果

〔発送数〕	2,000通
〔有効回収数〕	649通
〔有効回収率〕	32.5%

(2) 「健康づくり」を考える市民ワークショップの概要

① 開催概要

〔対象〕	健康づくりに関心のある市民
〔開催日時〕	第1回：令和元（2019）年7月26日（金） 10:00～11:30 第2回：令和元（2019）年7月27日（土） 10:00～11:30
〔開催場所〕	第1回：健康会館マルチルーム 第2回：女性総合センター・アイム 和室

- 〔募集方法〕 ・令和元（2019）年6月10日号広報掲載
・チラシ配布（健康フェア*・子育てひろば・児童館・健康ささえ隊等）

② 内容

「ずーっと笑顔で、健康でいられるためには？」をテーマに、自身の健康観について、グループワーク方式により意見集約をしました。その中で、「人と人とのつながり」「みんなが気軽に楽しめる」「集える場所」「豊かな資源」というのが、共通して出されたキーワードでした。

③ 講師

社会福祉法人至誠学舎立川至誠児童福祉研究所 副所長 島田 美喜 氏

④ 参加者数

第1回：7人 第2回：9人 計16人

（3）パブリックコメントの概要

① 実施概要

〔意見提出機関〕 令和2年4月10日～5月6日

〔案の公表場所〕 市役所、女性総合センター、窓口サービスセンター、各連絡所、健康会館

② 結果

〔提出者数〕 6人

〔意見件数〕 9件

(4) 立川市保健医療推進協議会

回数	開催日	主な協議・報告内容
第1回	平成30(2018)年 8月8日	○ 第5次地域保健医療計画の策定スケジュールについて ○ 第5次地域保健医療計画策定のためのアンケート調査について
第2回	平成31(2019)年 2月12日	○ 第5次地域保健医療計画の諮問について ○ 第4次地域保健医療計画の評価について
第3回	令和元(2019)年 5月23日	○ 施策別の現状と課題について ○ 第5次地域保健医療計画の構成案について
第4回	令和元(2019)年 8月27日	○ 「第2章 市民の健康をめぐる現状と課題」について ○ 施策別の取組、現状、課題、今後の方向性等について ○ 市民意見交換会の実施状況について
第5回	令和元(2019)年 11月5日	○ 第5次地域保健医療計画の素案について ○ 第5次地域保健医療計画の答申案について
第6回	令和元(2019)年 12月24日	○ 「第3章 計画の基本的な考え方」について ○ 協議会意見等の計画への反映について ○ 第5次地域保健医療計画の答申案について
第7回	令和2(2020)年 1月28日	○ 第5次地域保健医療計画の素案について

(5) 立川市第5次地域保健医療計画策定委員会

回数	開催日	主な協議・報告内容
第1回	平成30(2018)年 7月25日	○ 第5次地域保健医療計画の策定スケジュールについて ○ 第5次地域保健医療計画策定のためのアンケート調査について
第2回	平成31(2019)年 1月31日	○ 第5次地域保健医療計画の諮問について ○ 第4次地域保健医療計画の評価について
第3回	令和元(2019)年 5月14日	○ 施策別の現状と課題について ○ 第5次地域保健医療計画の構成案について
第4回	令和元(2019)年 8月20日	○ 「第2章 市民の健康をめぐる現状と課題」について ○ 施策別の取組、現状、課題、今後の方向性等について ○ 市民意見交換会の実施状況について
第5回	令和元(2019)年 10月28日	○ 第5次地域保健医療計画の素案について
第6回	令和元(2019)年 12月18日	○ 「第3章 計画の基本的な考え方」について ○ 協議会意見等の計画への反映について
第7回	令和2(2020)年 1月17日	○ 第5次地域保健医療計画の素案について

(6) 立川市保健医療推進協議会委員

区分	氏名	所属等
会長	香取 公明	一般社団法人 立川市医師会会長
副会長	片岡 滋	一般社団法人 東京都立川市歯科医師会会長
委員	平田 俊吉 (令和元年5月24日まで)	一般社団法人 立川市医師会副会長
	村上 幸人 (令和元年5月25日から)	一般社団法人 立川市医師会副会長
委員	平塚 宗雄 (令和元年5月24日まで)	一般社団法人 立川市医師会副会長
	足立 哲也 (令和元年5月25日から)	一般社団法人 立川市医師会副会長
委員	森谷 健一	一般社団法人 東京都立川市歯科医師会副会長
委員	伊佐間 茂樹	一般社団法人 立川市薬剤師会会長
委員	島田 美喜	社会福祉法人至誠学舎立川 児童事業本部至誠児童福祉研究所副所長
委員	萬田 和正	立川市自治会連合会会長
委員	山岸 修子 (令和元年11月28日まで)	立川市婦人団体連絡協議会副会長
委員	松下 元親	立川市老人クラブ連合会会長
委員	中村 清	特定非営利活動法人 立川市体育協会副会長
委員	渡邊 洋子	東京都多摩立川保健所長
委員	片野 勸	公募による市民委員
委員	佐藤 節子	公募による市民委員

(7) 立川市第5次地域保健医療計画策定委員会委員

区分	職名
委員長	保健医療担当部長
副委員長	福祉保健部健康推進課長
副委員長	福祉保健部健康づくり担当課長
委員	産業文化スポーツ部スポーツ振興課長
委員	子ども家庭部子育て推進課長
委員	子ども家庭部子ども家庭支援センター長
委員	子ども家庭部保育課長
委員	福祉保健部高齢福祉課長
委員	福祉保健部保険年金課長
委員	教育委員会事務局教育部指導課長
委員	教育委員会事務局教育部学校給食課長

(8) 立川市保健医療推進協議会条例

平成2年4月1日条例第12号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、保健医療に係る施策及び立川市健康会館の運営について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 医師の団体が推薦する者 3人以内
- (2) 歯科医師の団体が推薦する者 2人以内
- (3) 薬剤師の団体が推薦する者 1人
- (4) 学識経験を有する者 5人以内
- (5) 関係行政機関の職員 1人
- (6) 市民 4人以内

2 前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月30日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後この条例による改正後の立川市保健医療推進協議会条例第3条第1項第6号の規定により、最初に任命される委員の任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月24日までとする。

附 則（平成17年9月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

(9) 立川市第5次地域保健医療計画策定委員会設置要綱

平成30年7月1日要綱第110号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく立川市地域保健医療計画(以下「保健医療計画」という。)に規定する健康づくりの施策を円滑かつ計画的に推進するため、立川市地域保健医療計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 保健医療計画の推進に関すること。
- (2) 次期保健医療計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健医療担当部長を充て、副委員長は、福祉保健部健康推進課長及び福祉保健部健康づくり担当課長を充てる。
- 3 委員は、別表第1に定める職員を充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(作業部会)

第5条 委員会の指示に基づき、専門的な事項を調査し、及び研究するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、福祉保健部健康推進課長を充て、副部会長は、福祉保健部健康づくり担当課長を充てる。
- 4 部会員は、別表第2に定める職員を充てる。

(会議)

第6条 委員会及び作業部会(以下「委員会等」という。)は、委員会等の長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会等は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

産業文化スポーツ部スポーツ振興課長、子ども家庭部子育て推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部保育課長、福祉保健部高齢福祉課長、福祉保健部保険年金課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局教育部学校給食課長

別表第2（第5条関係）

産業文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係長、子ども家庭部子育て推進課手当・医療費給付係長、子ども家庭部子ども家庭支援センター子ども家庭支援センター係長、子ども家庭部子ども家庭支援センター子ども家庭相談係長、子ども家庭部子ども家庭支援センター発達支援係長、子ども家庭部保育課柴崎保育園長、福祉保健部高齢福祉課介護予防推進係長、福祉保健部健康推進課業務係長、福祉保健部健康推進課母子保健係長、福祉保健部健康推進課主査（保健指導担任）、福祉保健部健康推進課地域支援係長、福祉保健部健康推進課予防健診係長、福祉保健部健康推進課保健事業係長、福祉保健部保険年金課業務係長、教育委員会事務局教育部指導課指導係長及び教育委員会事務局教育部学校給食課給食係長

(10) 諮問

立福健第 4973 号

平成 31 年 2 月 12 日

立川市保健医療推進協議会

会長 香取 公明 殿

立川市長 清水 庄平

諮 問 書

立川市保健医療推進協議会条例第 1 条の規定に基づき下記事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

「健やかたちかわ 21 プラン第 3 次（立川市第 5 次地域保健医療計画）」の策定について

2. 諮問趣旨

本市では、市民の健康づくりとその支援のための行動計画として、平成 27 年に「健やかたちかわ 21 プラン第 2 次（立川市第 4 次地域保健医療計画）」を策定し、様々な健康づくり施策を展開するとともに、市民が安心して暮らせる保健・医療のしくみづくりに取り組んでおります。

この計画が平成 31 年度をもって終了するため、健康をめぐる現状や課題を踏まえ、新たな計画を策定することとなりました。

そこで、次期計画策定についてご意見を求めるものです。

以上

(11) 答申

令和2年1月7日

立川市長 清水 庄平 殿

立川市保健医療推進協議会
会長 香取 公明

健やかたちかわ21プラン 第3次（立川市第5次
地域保健医療計画）」の策定について（答申）

平成31年2月12日付立福健第4973号により諮問のあった、健やかたちかわ21プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）の策定について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 答申にあたって

平成31年2月12日の立川市保健医療推進協議会において立川市長から、次期の地域保健医療計画の策定について意見を求める諮問が行われ、以来約一年間にわたり審議を重ねてまいりました。

協議会では、多岐にわたる保健医療課題について、市民の意識調査を踏まえた評価や現状と課題などについて、多くの専門家や関係者からの意見を集約し、基本的な考え方と7つの施策にまとめました。

今後、この答申を踏まえ、次期保健医療計画が策定され、市の施策に反映されますことを切に望みます。

なお、答申にあたり、長い間協議にご協力いただいた、協議会委員、並びに貴重なご意見をお寄せくださった市民や関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

2 市民の健康をめぐる現状と課題

本市の人口は、現在は緩やかに増加しているものの、今後減少に転じていくものと推計されています。年少人口の減少や高齢者人口の増加の基調

も今後も続くと予想されており、その動向を注視していく必要があります。

本市の主要死因別死亡割合を見てみると、がんや心疾患、脳血管疾患などで、その多くはいわゆる生活習慣病といわれる疾病であり、将来の健康を支えるための今現在の生活習慣の改善と、それを支援、促進していくための施策展開が求められていると言えます。

また、体全体が虚弱になっていく、いわゆるフレイルと呼ばれる状況を防止していくためにも、歯と口の健康づくりを進めていく必要があります。

さらに、支援を要する乳児・子ども・妊産婦・子育て中の保護者の増加、健康への意識が低下している世代の増加、一人暮らし高齢者世帯の増加など、主体的な健康づくりの取組や地域での健康の意識を高めあう機能の低下も懸念されています。このことから、保健・医療・介護・福祉のさらなる連携が求められており、さらにかかりつけ医・歯科医・薬局の普及、定着等も求められています。

少子高齢社会の進展を見据えた保健医療体制の充実とともに、近年、新型インフルエンザをはじめとした感染症への迅速な対応や、大規模地震や豪雨などの災害時における医療確保など、万が一の際の安全・安心を確保するための体制整備も課題となっており、対策が必要となっています。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目標

(健康づくりスローガン)

自分で、仲間で、地域で、取り組もう健康づくり！

(2) 基本目標

- ① 疾病予防や健康づくりなどの健康管理に取り組んでいる市民の割合を増やすこと

現状値：77.0%（平成30（2018）年：市民満足度調査）

目標値：80.0%（令和6（2024）年）

- ② 健康寿命を延伸すること

現状値：65歳健康寿命（65歳の人が要介護2以上の認定を受けるまでの年齢の平均）

男性82.77歳、女性86.15歳（平成29（2017）年）

目標値：男性83.40歳、女性86.70歳（令和6（2024）年）

③ 健康であると感じている市民の割合を増やすこと

現状値：82.2%（平成30（2018）年：立川市民の健康づくりに
関する意識調査）

目標値：83.0%（令和6（2024）年）

4 施策の展開

計画の策定・推進にあたっては、立川市の地域特性を十分踏まえるとともに、行政、医療機関、市民、関係団体等が相互に連携を図りながら一体となって取り組むこと。

さらに人口構造や将来推計、人口動態、市民の健康状況などの現状値を的確に把握し、課題の抽出と課題を解決するための具体的手段を講じて、施策全体のあり方を常に検証し、目標を達成すること。

取組の進捗状況は、本協議会等を活用しながら、適時、評価・検証・見直しを行い、計画の円滑な推進を図ること。

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

がんに関する正しい知識の普及・啓発に努めること。また、胃がん・肺がん・大腸がん検診の個別検診化、胃部内視鏡検診導入が予定されているため、がん検診の質と受診率の向上、早期治療につなぐ支援を強化し、市民が安心して生活を送ることができる保健行政を推進すること。

特定健康診査等を通じてメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、効果的な保健指導を通じて、生活習慣病の発生予防と重症化予防を徹底すること。

(2) 生活習慣の改善

子どもから高齢者までのすべての市民が、健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現に向け、食育や正しい食生活の知識の普及を図ることで食習慣を改善し、また日常生活における身体活動量を増やすなどの運動習慣を定着させ、予防に重点をおくことで健康寿命を延伸させる健康づくりを推進すること。

生活習慣病のリスクを高める飲酒に対して適正な飲酒の知識と行動を身に付けることのできる人を増やすこと。

本人や周囲の人の健康被害を確実に減少させるため、喫煙する人を減らす取組を強化すること。

歯や口腔に関心を持ち、虫歯や歯周病の予防のためのメンテナンスを受ける機会として歯科医療機関を受診する人を増やすこと。

(3) 生涯にわたる健康づくり

市民一人ひとりによる主体的なところとからだの健康づくりを推進するため、関係機関や関係団体と連携を強化し、妊娠期から高齢期に至るまでライフステージに応じた施策を展開すること。

子育て世代包括支援センターを中心に子ども家庭支援センター等の関係機関や医療機関との連携を通じて、妊産婦や子育て中の保護者からの相談機能を強化し、育児不安を軽減して子どもの健やかな育ちと家庭における子育ての支援を充実させるなど、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を充実させること。

高齢者の保健事業と介護予防の推進など身体活動を維持・強化する取組を通じて加齢に伴い低下していく心身の機能を維持し、高齢者が健やかに暮らし、生き生きと活躍して自立して暮らすことのできる取組を推進すること。

市民の健康保持や感染症予防を期するため、予防接種法に基づく適切な予防接種を実施していくこと。

(4) 地域に根ざした健康づくり

平均寿命が延伸し疾病構造が大きく変化している中で、地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態が良いといわれており、地域における健康づくりの取組を充実させること。

若年層や子育て世代も含めた多様な住民が地域活動に参加しやすい環境づくりについて検討を進めること。

(5) 保健・医療体制の充実

多様化する健康危機に対処して市民の健康を確保するため、保健・医療・福祉の連携、国や東京都、立川市医師会や立川市歯科医師会、立川市薬剤師会などの関係機関と連携を強化し、市民が身近な地域で気軽に

健康状態の相談や治療を受けることができるとともに、必要に応じて高度な医療機関の紹介などを行うことができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着化を促進すること。

子どもから高齢者まで、誰もが地域で安心して医療を受けることができる医療体制や相談窓口を周知すること。

(6) 健康危機管理体制の強化

市民、医療従事者などに対し、感染症に関する情報提供を積極的に行い、感染症についての意識啓発と知識の普及、発生予防と感染の拡大防止に取り組むこと。

不測の事態に対応できるよう効率的・効果的な危機管理体制を再構築すること。

関係機関や団体などと連携し、広く市民に対して薬物乱用の危険性について周知を図り、意識の啓発に取り組むこと。

(7) 災害時公衆衛生

災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、関係団体との連携・協力を通じて早期に緊急医療救護所を設置し、その機能を向上させる取組を推進すること。

災害直後は医療に対するニーズが増加し、こころや体の健康に対する不安を抱える市民が増大することから、特に要配慮者・要支援者など被災者の健康の維持を図る取組を推進すること。

5 協議会からの意見・要望

計画の策定・推進にあたっては、別添資料の通り本協議会が提案した意見や要望を尊重することとし、市民の健康づくりの取組をより一層強化すること。

3 用語説明

あ行

用語	説明
一般健康診査	立川市における「一般健康診査」とは、狭い意味では、国民健康保険や後期高齢者医療制度のほか、健康保険に加入していない方を対象に実施する特定健康診査と同等の内容の健康診査を指し、広い意味では、これに加え、特定健康診査や後期高齢医療制度健康診査に市独自で追加した検査項目に係る部分を含めた用語として用いている。
医療的ケア児	新生児集中治療室(NICU)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児。
う蝕	口腔内の細菌が糖質から作った酸によって、歯質が脱灰されて起こる歯の実質欠損のこと。歯周病と並び、歯科の2大疾患の一つである。
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈づくりやコミュニティを形成するサービスの総称。日本ではLINE、mixi、Facebook、Twitter、Google+などがある。

か行

用語	説明
かかりつけ医 かかりつけ歯科医 かかりつけ薬局	普段から病歴や体質、ライフスタイルなどをよく知っていて、病気になったときや健康に不安があるときに、すぐに相談できる医師や薬局のこと。専門の治療や検査が必要なときには、他の医療機関も紹介してもらえる。
活動量計	歩数計が歩行活動を測定して歩数や歩行時の消費カロリーを表示するのに対し、歩行だけではなく家事やデスクワークなど、さまざまな活動を測定し、1日の総消費カロリーを表示するもの。
がん対策基本法	日本人の死因で最も多いがんの対策のための国、地方公共団体等の責務を明確にし、基本的施策、対策の推進に関する計画と厚生労働省にがん対策推進協議会を置くことを定めた法律。
危険ドラッグ	麻薬や覚せい剤など法律で禁止されている薬物とよく似た成分を含むドラッグのこと。「合法ハーブ」や「合法アロマ」などと称し、あたかも身体に影響がなく、安全であるかのように見せかけて販売されているが、麻薬などよりも強力な作用を持つ製品もある。
QOL	Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ)の略。直訳すると「生活の質」であり、肉体的にも精神的にも、さまざまな観点から一人ひとりが自分らしく幸福で充足していると感じられるかを重視するという概念。

用語	説明
業務継続計画	災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画。被害想定や優先すべき業務の整理、人員の配置案などをあらかじめ定めておくもの。
緊急医療救護所	大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合に、災害拠点病院などの近接地に開設される医療救護所。発災後おおむね 72 時間まで開設し、主に軽症者の治療を行うほか、災害拠点病院・災害拠点連携病院等への転送の可否や転送順位の決定などを行う。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を怠ることができない人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
健康づくり推進員	市が、市民主体の健康づくりを進めるために募集、養成している健康づくりの活動を行うボランティア。
健康日本 21	21 世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するための、新しい考え方による国民健康づくり運動の通称。自らの健康観に基づく一人ひとりの取り組みを社会の様々な健康関連グループが支援し、健康を実現することを理念としている。
健康フェア	立川市自治会連合会の 12 支部を中心に体育会や子ども会などが実行委員会をつくり、各支部が主体となって地域で行う健康づくりの催し。
健康ポイント事業	主に自治体が、自身の健康づくりに努力する住民に対してポイントを付与し、そのポイントに応じてさまざまなサービス（インセンティブ）を提供する、地域における新しい健康づくりの仕組み。
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している 75 歳以上の方を対象とし、生活習慣病（糖尿病・高血圧など）の早期発見や介護予防につなげるために実施する健康診査。
合計特殊出生率	1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は 15～49 歳の年齢別出生率の合計である。
子育て世代包括支援センター	平成 28（2016）年 6 月改正の母子保健法に位置付けられた母子健康包括支援センターの別称。国は、子育て世代包括支援センターを、令和 2 年度末までに全国展開する計画としている。基本的には、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援をワンストップで提供する拠点。
こんにちは赤ちゃん訪問	安心して子育てができるように、生後 4 か月までの間に保健師・助産師等が各家庭を訪問し、子育てのさまざまな不安や悩みを聞いて助言をするとともに、子育て支援に関する情報提供等を行う事業。

さ行

用語	説明
災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーター	震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるように、円滑な医療救護活動の統括・調整のほか、医学的または薬事的な助言等を行う者。東京都、2次医療圏、区市町村ごとに設置されている。
在宅医療	病気になり通院できない場合に、病院ではなく、自宅などで治療を行うこと。医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、リハビリ専門職など多くの方々が連携して定期的に患者の自宅などを訪問し、チームとなって治療や療養上の支援を行うこと。
COPD (慢性閉塞性肺疾患)	慢性閉塞性肺疾患 (Chronic Obstructive Pulmonary Disease の略)。有害物質を長年吸い込むことで、気管支に慢性的な炎症が生じたり、肺胞が少しずつ破壊されたりして、呼吸機能が低下していく病気。主に長期にわたる喫煙習慣が原因で発症する。
事業連携事業者	立川市第4次地域保健医療計画に基づいて市が行う健康づくり事業において、その内容に賛同して連携の申し出をした事業者を登録し、さまざまな事業において協定を締結した事業者、団体等。
受動喫煙	喫煙者本人ではなく、その周囲の人が間接的にたばこの煙を吸い込むこと。たばこを吸わない人でも、喫煙者と同様の影響があるとされ、間接喫煙ともいう。受動喫煙では、直接たばこを吸っている人と同様に、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群などの危険因子が発生すると考えられている。
初期救急医療	入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。休日・夜間急患センターのほか、地域の病院や医院が交替で診療する在宅当番医などによって行われる。立川市では、休日急患診療所を健康会館で、小児初期救急平日準夜間診療室を国家公務員共済組合連合会立川病院で開設している。
新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの。
新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、病原性が高い新型インフルエンザや、広くまん延し人々の生命や健康に重大な影響を与える恐れのある新しい感染症への対策を適切に実施するために、国や都、区市町村で策定される計画。
新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領	新型インフルエンザ等の発生時において実施する住民接種について、区市町村が策定する実施計画における基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制等を示したもの。
健やか親子21	平成13(2001)年から開始した、母子の健康水準を向上させるためのさまざまな取組を、みんなで推進する国民運動計画の通称。平成27(2015)年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画(第2次、～令和6(2024)年度)が始まっている。

用語	説明
生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称で、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中などが生活習慣病にあたる。以前は成人病と呼ばれていたが、成人病は子供の頃からの悪い生活習慣によって起こることがわかったため、平成8（1996）年に「生活習慣病」と改称された。
潜在看護師	育児や介護などのために看護師を辞めて、免許を持っているにも関わらず看護師として仕事をしていない人のこと。深刻な看護師不足といわれる現在、潜在看護師の復職は人材確保の重要なカギの一つとなっている。
先天性風しん症候群	風しんに対して免疫のない、特に妊娠初期の妊婦が風しんに感染し、胎内感染によって、生まれてくる赤ちゃんに障害が起こる病気。
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることができる信頼、規範、ネットワークといった社会的しくみの特徴。

た行

用語	説明
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、「介護予防」「生活支援」「住まい」「医療」「介護」が一体的、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供されるシステム。
地域包括支援センター	住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口で、「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」「高齢者の虐待防止・早期発見および権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ。
地区活動	地域格差を縮小させながら、健康水準の向上をもたらすために、一人ひとりの健康問題を地域社会の健康問題と切り離さずに捉え、個人や環境、地域全体に働きかけ、個別はもちろん、地域の動きを作り出す活動である。保健師は地区活動を、家庭訪問や健康教育、健康相談、地区住民との協働などの手法を用いて行っている。「地域における活動指針」（厚生労働省、平成25（2013）年改訂）には、保健師活動の基本的な方向性として、地区活動に立脚した活動を強化していくことが記されている。
東京都健康推進プラン21	健康増進法に基づき、「都道府県健康増進計画」として策定された計画。都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを、社会全体で支援し、総合的に推進することを目的に、期待される取組を具体的に示している。
特定健康診査	糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、40～74歳の医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健康診査。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方を対象に、その対象者のリスクに応じて生活習慣の改善を着実に促す保健指導。

な行

用語	説明
中食	レストラン等へ出掛けて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品（デリバリーや冷凍食品等）を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食事をする。また、その食品（日持ちをしない食品）の総称。
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に、健やかな発育・発達の確認と、疾病予防・早期発見などを目的として実施する健康診査。立川市では、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を集団健康診査で行っているほか、6～7か月児健康診査、9～10か月児健康診査を医療機関での個別健康診査により実施している。
妊婦サポート面接	安心して出産を迎え、子育てが楽しくできるように、妊婦本人と保健師等が面談し、妊娠中の気持ちや体調、産後の子育ての環境などについて伺い、助言をするとともに、母子保健サービスなどについての情報提供を行う。

は行

用語	説明
8020 運動・9016 運動	8020 運動は、国と日本歯科医師会が推進している80歳で20本以上の自分の歯を維持しようとする運動。立川市歯科医師会では、これに加え9016（90歳で16本以上）を提唱している。
BMI（体格指数）	体格指数（Body Mass Index の略）。現在の身長と体重を基に、体格が肥満型かやせ型なのかを表す数値。計算式は、体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で、25以上が肥満とされ、1～4度の4段階に分類される。
フレイル	加齢により心身が老い衰え、生活機能が障害された状態を示すが、早期の介入や支援により生活機能の維持向上が可能な状態。

ま行

用語	説明
メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）	腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧のうちいずれか2つ以上が該当した状態をいう。それにより動脈硬化を促進させ、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まる。

や行

用語	説明
薬物乱用ダメ・ゼツ タイフェア	薬物についての正しい知識と薬物乱用の恐ろしさを周知し、薬物乱用を許さない環境づくりを進めるため、毎年秋に実施している催し。周知パネルや薬物見本の展示、市内中学生から応募のあった薬物乱用防止の標語・ポスターの優秀作品の表彰、キャラバンカーによる啓発などを行っている。
要介護認定率	介護保険の被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常 65 歳以上の第 1 号被保険者に対する第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者の割合をいう。
要介護・要支援認定者	介護保険における要介護・要支援認定の結果、要介護 1～5 または要支援 1・2 と認定された者。

ら行

用語	説明
65 歳健康寿命	65 歳の人は何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すもの。東京都では「東京保健所長会方式」を採用し、介護保険の要介護度を用いて、要支援 1 以上を障害とした場合と、要介護 2 以上を障害とした場合の 2 パターンを算出している。
ロコモティブシンド ローム	運動器症候群。骨、関節、軟骨、椎間板、筋肉といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下し、要介護になる危険の高い状態。